

平成26年7月25日

第64回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第64回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年7月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号
会議年月日 平成26年7月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長 阿部隆宏
副主幹兼
農業振興係長 多田清美
農地係長 村上和男

本日の案件 第64回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午前9時00分

議 長	<p>【開会】 ただいまより第64回遠野市農業委員会総会を始めます。開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を、2番、山崎登久昭委員にお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は28名であります。定足数に達しておりますので直ちに第64回遠野市農業委員会総会を開会します。 9番昆野征策委員から欠席の旨の届け出があったので会長としてこれを許可致しましたので報告します。なお、26番細川幸男委員が欠席であります。以上であります。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 日程の前に、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。報告第1号についてご説明いたします。 （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告について質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局に報告いたさせます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。報告第2号についてご説明いたします。 （以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関し質疑ありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認め質疑を終結します。</p>
議 長	<p>【議事日程】 それでは、議案審議に入ります。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に3番多田靖志委員、4番阿部儀信委員、会議書記に、事務局阿部隆宏君を指名いたします。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案の通り可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい、議長。議案第33号農地法第4条による許可申請でございます。 1番、●●町1筆924平方メートル。 申請人、●●町 ●●●●。農家住宅の建築です。 2番、●●町1筆3,795平方メートルの内1,073平方メートル。 申請人、●●町 ●●●●。農業施設の建築です。 1番につきましては現住宅が老朽化した為、農家住宅・農業用倉庫それぞれ1棟の建築をするものです。生活雑排水は浄化槽で処理し放流する計画です。申請地は特定農業改良事業等を実施していない農地だったことから、区分は第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の体制がないことから転用に問題がないものと考えております。 2番につきましては和牛を増頭するため、簡易牛舎1棟を建築するものです。牛舎の基礎はビニロ式5cmのコンクリートの建物とし、糞尿物につきましてはオガクズに浸透吸収させ、既存の堆肥舎に運搬し処理する計画です。申請地は特定都市改良事業の執行区域内の農地で、第1種農地と判断致しました。第1種農地は原則不許可ですが、代替性がなく農業用施設の自己転用であることから転用に問題はないと判断いたしました。以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連致しまして、担当委員から地区現地確認結果及び補足の説明を頼みます。●●町担当委員お願いします。</p>
13番委員	<p>はい、13番綱木です。16日事務局と農地の面で現地を確認致しました。現地は、■■■を越える■■■という昔の開拓地です。その山側の方、450mくらい、そこで何ら問題ないと感じてまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に、●●町担当委員お願いします。</p>
17番委員	<p>17番菊池です。16日、委員2名と事務局で確認を致しました。場所は、■■■■の少し■■■寄りにある基盤整備された田で本人の農地であるわけですが、問題点があり、私達も詳しいことを確認しなければならないのですが、設計上や堆肥の処理に関して提出されたものは問題ないと判断していましたが、本人と18日にお会いしまして、提出するにあたっての留意事項や考えられる部分を彼と打ち合わせをしました。 問題なのは、農道を挟んで■■■■がありまして、汚染された水や雨水などを流出しないような手当をしていたという事と、先ほど事務局からも説明がありました通り、し尿をオガクズに浸透させて取り出すということでしたが、取り出したものはその場には絶対に置かないという事の約束もいたしましたし、トラックで150mほど離れた堆肥舎に随時運んで処理しますということですので、それ以外は問題ないということなので許可をすることに致しました。その旨、今後そういった管理が成されているかは担当委員として見守っていきたいと思いますのでよろしく願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)</p>

	<p>利用意向調査を行うということになります。農地パトロールの結果、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地に該当したものが対象となります。6ページには、調査対象者そして中間に調査内容ということで、農地中間管理事業を利用する・農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する・自ら所有権の移転又は貸借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う・自ら耕作する・その他ということの利用意向調査を行うこととなります。それに伴いまして、条件によって農地中間管理機構に通知したり、利用団体に通知したりするということです。そして7ページの利用調査で示した内容につきまして意向通りに対応しない場合の措置ということで、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告ということで出来ております。これに伴いまして、農業委員会としましては慎重に運用等を考えていかなければならないと考えております。</p> <p>なお、今後の日程でございますが、運用等を慎重に行わなければならないことから農地専門委員会を開きまして、実施要領の追改正・事務処理要領の制定等、26年度の農地パトロールの実施についてを協議していただきまして、次回の第65回遠野市農業委員会総会で行いたいと考えておりますのでご協力よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
29番委員	<p>はい。29番菊池です。中間管理機構の事業の利用につきましては、前から話があったわけなんですけれども、農振除外地は中間管理機構は取り扱わないという説明がありましたが農振除外地も、例えば荒れているとか小作をきっちりしたいという場所があるわけなんですけれども、その部分については白紙にとは取らないであっせんという形になるということで理解していいんでしょうか。7ページに農業振興地外の項目がありますが、これを見ると関係機関であっせんする、したがって調整地対象とはならないと思うのですが。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局次長	<p>はい、お答えします。確かに農地中間管理事業につきましては、農振内のものになりますので、ご質問にありました区域外の遊休農地につきましてはその通りあっせん等という考え方になります。</p>
29番委員	<p>そうすると、調整等の対象地にはならないという考え方でよろしいんですか。わかりました。</p>
議 長	<p>調整の対象にはならないということです。他にこれについて。よろしいですか。では、質疑が無いようですので質疑を終結致します。協議第1号平成26年度農地パトロールについては提案通りとすることに致します。</p> <p>次に、公告第2号平成26年度全国農業新聞普及拡大についてを協議いたします。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。協議第2号平成26年度全国農業新聞普及拡大につきましては、まず購読鑑賞ということで、現在購読者数は遠野市内で約200名となっております。目標としましては、今回のものに農業委員1人1部の拡大を目標としまして全農業委員による農業新聞の推進という事で購読者数31という数値を目標とさせていただきます。そして普及用のチラシと食器用スポンジを封筒の中に入れておりますので、ご確認をお願い致します。事務局にも在庫がありますので必要な場合はお申し出くださるようお願い致します。なお申込用紙につきましては、一部・4枚綴りの物が入っています。そして、今回の期間につきましては11月末を目処に行っていただきたいと思っております。購読申込みの留意事項でございますが、月締めは毎月末となっておりますので申込みの翌々月からの配達ということでご注意を願います。購読期間を限定してお話をされている面もありますので、点検した場合には申込用紙を提出してもらおうようお願い致します。そして二つ目ですが、岩手県版の記事に『我ら農業委員』というものがありますが、遠野市の方は11月21日発行の新聞に掲載されますので、これの執筆を農業委員さんの方をお願いしたいと</p>

	<p>思います。以上ご審議お願い致します。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい</p>
農業振興係長	<p>もう一つお願いがあります。岩手県版の記事で、農業委員さんに記事を執筆していただきたいんですが、この方の人選を出来ればしていただきたいのですが、実はこの話を委員会においてご審議いただきました。そうしましたら、今回菜の花栽培を行っていただいている奥寺春夫委員が適任ではないかということで、委員さん全員の意見が一致してございましたので、この場で奥寺春夫委員さんに執筆をお願いしたいと思っております。</p>
議長	<p>先ほども説明がありました通り、委員会では奥寺さんをお願いしたいと思っておりますが皆さんよろしいですか。では、そういうことで執筆は奥寺さんをお願いしたいと思いません。他に質疑ございませんか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。協議第2号平成26年度全国農業普及拡大については原案通りと致します。</p> <p>次に、協議第3号平成26年度家族経営協定の推進についてを協議致します。事務局に説明致します。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。資料は表裏の1枚物になります。協議第3号平成26年度家族経営協定の推進についてということで、経過報告になります。締結件数につきましては、平成26年度中に締結した件数は23件です。裏面に締結した農家の名前・住所・担当農業委員ということで記載しております。もし担当農業委員が違う場合には、申し訳ございませんが報告していただきたいと思っております。そして、25年度の締結累計につきましては231世帯ということで、遠野市の総合計画資料208世帯を上回っている状況でございます。なお、合同調印書を推進会議において今年もという話をしておりましたが、25年度は中止させていただいたことをご報告いたします。そして二つ目、26年度の家族経営協定の推進でございますが、数値目標は農業委員1人1家族の真意協定を締結させてほしいということで農業対質会合を推進していくということにしていきたいと思っております。活動内容につきましては、今後開かれる家族経営協定推進会議でアドバイザーによる協議で具体的に活動内容を決定していきたいと考えております。なお期間につきましては、これも11月末までを期限として行っていただきたいと思っております。今回は年度越えで年を越しますと改選の時期となってしまいますので、11月で一旦切りましょうということをご提案したいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようでございます。先ほど事務局も言ったように、年明けになりますと改選となりますので、全国農業新聞や家族経営協定も11月末日の期限までまだ時間がありますので、世帯の締結等をお願いしたいと思います。それでは、質疑がないと認めまして質疑を終了し、協議第3号平成26年度家族経営協定の推進について原案の通りとすることと致します。よろしくお願い致します。それでは、意見・議案等がございましたらどうぞ仰ってください。</p>
4番委員	<p>議長。</p>
議長	<p>はい。</p>

4 番 委 員	この部屋、西の方だと聞こえないんだよ。だから今までマイク使ったことないけども、マイク使った方がいいんじゃないかという気がします。検討してください。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	マイク設備はございますので、ただ、今まで普通の声でも透るということでマイクを使わなかったんですけれども、聞きづらいということなので、次回からはそういう場合はマイク使用を考えます。
議 長	分かりました。その他ございませんか。皆さんから無ければ事務局から。
事 務 局 長	<p>はい、議長。その他ということで、委員の皆様方をお願いという形で説明をしたいと思っております。お願いにつきましては、農地管理事業における農業委員の役割ということでご説明させていただきます。1枚物の農地中間管理事業における農業委員の役割という資料を渡しておりますので、それで説明をしていきたいと思っております。本年4月から農地中間管理機構が岩手県の方にも設立されまして、8月1日から農地の借り受けについて広告が始まるということにつきまして、市の方の提案で市・農業委員会・JA・土地改良・県これら関係機関・団体で推進チームを設立するという案内が農業委員会にもありまして、農業委員会事務局としてもその意向を受けまして推進チームを折半制としたところであります。その推進チームが中心となりまして、7月28日から31日まで、概ね3班編成でございまして、マスタープラン作成の11地区で地区検討会・中間管理事業説明会ということで回らせていただきまして、その際担い手の方々・農業委員さんに市からご案内があると思っております。それにつきまして、説明会を終えた後に農地中間管理事業の広告が始まるということで農業委員会事務局前に“農地中間管理事業相談受付窓口”というような看板を出しまして、そこで本来的な農地中間管理事業がスタートするという認識でございまして、それに当たりまして、農業委員さんの今後の役割というようなことをお願いするところでございまして、具体的には、農地中間管理事業につきましては機構に農地を貸したら年貸しの小作は機構が決める・機構から農地を借りるときは公募に応ずるといった形の仕組みが基本となっております。しかし、農地の出し手の意向と農地の受け手の働きかけが農地貸借の重要な要素というように考えてございまして、その任を受けるのが農業委員と認識してございまして、農地中間管理事業にあって、農地の情報と担い手の意向、また地域の情報の蓄積を行う新しい仕組みになじませることに大きな期待が寄せられております。特に同地域にありましては農地所有者の年齢が高く、一気に利用が予測されましてその受け手の存在自体が貴重である現在であって、国ではこれから育つとの見方をしてこの事業に懸ける期待は大きいものでございまして、そこで、農地の専門家である知識・経験・地域事情に精通していることを生かされ、委員の皆様には次の活動をお願いするものでございまして、</p> <p>まず1つは農地の出し手の情報把握でございまして、これについては、農地を出したいと相談に来られた方がいた場合は、農地を誰に貸しても良いのかという意向確認をしていただければというようなこととございまして、中には特定の人には貸したくないという考えもあると思っております。そういう時に、どういう意向であるか、もし誰でもいいから耕作をして欲しいという場合には農地中間管理機構に預けることでいいかとそういった意向を確認していただければと思っております。</p> <p>2つ目は農地を中間管理機構に出すとなった時に、出し手となった場合に受け手を探してもらいたいと、出し手と受け手を一体とした形になった時に機構に申し込むということで、受け手が受け手となりえるかどうかを確認してもらいたいと思っております。農地中間管理機構から8月1日から遠野市在住、JAのOB大木戸春夫さんが農地コーディネーターということで農業委員会に配置になります。全てこの方が機構側の農地集積の相談窓口ということでお願いする予定でございまして、そして機構への貸出・借受の相談があった場合に、こういう方が市にもいますという働きかけをしていただきたいと思いますし、市の方でも農地集積アドバイザーが配置されているわけでございましてけれども、農</p>

	<p>地の貸し借り、機構への農業集積、事前の相談やアドバイザーにも現地を確認してもらいたいというような場合も気軽に話をしていただければということで、今後農地中間管理事業が本格化してくる時期にこの4点の活動をお願いし、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>農地中間管理事業における農業委員の役割ということで大きく4つにまとめていただきました。これについてご質問等あればどうぞ。</p>
27番委員	<p>はい。農業委員の役割は書いてるから分かったんですけども、今回3日間地域座談会というのがあるわけですが、その中に農業委員も出席するよということなんですけども、地域農業マスタープランの一つのあり方と中間管理機構の結びつきの調整が実際にはどうなってるのか。座談会で地域の皆さんと一緒に“ここがおかしい”などという話は控える必要がありますので、そこら辺の把握をする上でお知らせをいただきたいと思います。それからもう一つは、3番・4番で3番は農地コーディネイター、4番はアドバイザーとなっているがいずれも主として2枚看板を背負ったような形で農業委員会にいるわけですけども、実際農業委員の立場から言うとうという風な結びつきになっているのかいま見えないうのが現実だろうと思います。事務局に行くと「この人たちは一体何なんだろう」と見てしまうので、彼らの結びつきをどう捉えればいいのか詳しく説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局長。説明願います。</p>
事務局長	<p>まず地域農業マスタープランと中間管理機構の結びつきですけども、この中間管理機構を利用して農地の貸し借りをする場合は地域農業マスタープランの搭載が必要不可欠となってまいります。地域農業マスタープランを11地区で作っているわけですが、その際に集積エリアを整理したわけですが。今回中間管理事業で規模拡大をお願いする場合には、その集積エリアを基本としながら拡大を行っていくことを説明会で説明しようとしているわけでありまして。また、従来からの協力金、出し手の方は経営転換協力金、受け手の方は地域集積協力金が新たに出る部分もあるんですけども、これらも地域農業マスタープランへの搭載が必要不可欠になるということでございますので地域農業マスタープランと中間管理事業は連動しております。今回は中間管理事業の説明と担い手の方々への交互理解、それから事業を進める上で管理機構による農地の貸し借りが出てきた場合はマスタープランの変更という形で話し合いが必要になって参りますので、これらの事から地域農業マスタープランと中間管理事業は一体化しているということになりますのでご理解をお願いしたいを思います。</p> <p>それから、アドバイザーについてでございます。農地利用集積アドバイザーということで、今年度からアドバイザー2名が農業委員会事務局で執務をしているわけでございますけども、1人が農地利用集積アドバイザー、もう1人が担い手支援アドバイザーということで担い手支援アドバイザーにつきましては認定農業者と担い手の支援・育成を中心に、巡回をして経営改善計画の指導をしているものでございますし、また農地利用集積アドバイザーにつきましては農業委員さんの方から農地の貸し借りや農地集積等の相談を受けた場合に、現地を確認しながらこういった形でやっていくかなどの指導を含めながら農業委員さんと共に活動していくということでございますので、どちらも農業委員さんや担い手さん、認定農業者さんの良き相談相手になっていただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>君崎委員、よろしいですか。</p>
27番委員	<p>ちょっと申し訳ない。農業マスタープランこれは11箇所作っているわけなんですけども、虫食い状態ですよね。計画が計画ではないという状態だという考えが皆さんにもあると思うんです。機構とマスタープランが連動しているのは分かるんですよ、マ</p>

	<p>スターズプランを機構の出し手・受け手の動き次第で組み立てた時には、マスターズプランの方を変更して計画するとあるんですけども、そこら辺の虫食いをどう解消するかということと、出し手は機構に出せばいいんでしょうけど受け手の部分というのが実際地区としては、冒頭にもお話があった“あの人は嫌だ”という形のものが入り込める余地もないと考えているんですけども、そこをもう少し詳しく説明をしていただいて31日に臨みたいと思います。お願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>中間管理事業で貸し借りが成立した場合、最初に作ったマスタープランの集積エリアを越えた場合にはプランを変更します。プラン変更の手順としては、こういった理由で変更をしてもよろしいかと地域の方々の了解を得て、市の検討会で承認をいただいて変更という形になります。虫食い状態だというのは、確かに当初マスタープランを作成した時には時間が無い中で作成したので大体のところで作ってしまった部分がございます、その部分を何とか解消しようというような形で昨年度も進めてきたわけですけども、なかなかそれが成しえなかった。今回農地中間管理事業が出てきて、それを推進する段階で一定の括りを虫食いが無い理想的な形でやれるのが一番いいのかもしれませんが、なかなか難しい部分があると思いますが、一つの括りが出来るような、虫食いが解消されるような形で、集積出来るような方法を検討しながら、地域の方と十分相談をしながら進めていきたいと考えております。</p>
27番委員	<p>宮守の場合、元の役場周辺が農業振興地域ならいいんです。農業振興地域外なんですよ。地域農業マスタープランの時にも言ったんですが、農業事業が一切できない、一畝・二畝の田を個人的に住宅にしている場合、この進まない部分というのがはっきり言って迷惑なんですよ。中山間の、特にも山間地もそうなんですけども農業振興地域外という部分の進み方を、実際機構とすれば農業をしているからと言って出せば通るかもしれないけども、受け手に取ってみればとてもじゃないが一畝・二畝の区画整理もしていない農地を借りても前に進む段階で不安を感じる現状なんですけども、31日の説明会でこういった話が地域の人たちからも出るんじゃないでしょうか。参考までにいいですか。</p>
事務局長	<p>今君崎委員さんから出た意見については、昨年の地域検討会でも話が出されまして、確かに大変なところだなという認識は持っています。しかし、なかなか打開策が見いだせない状況です。ただ地域の実情に照らし合わせたプラン作りというのを進めなければならぬという事は考えておりますので、まだ答えにはなっていないかもしれませんが、31日の説明会でそういった話が出てくるのは当然のことです。これについてはさらに検討する時間をいただければと思っていますところでございます。打開策が見いだせないというのが現状でございました。</p>
29番委員	<p>さっき局長が虫食い状態を無くする方向でいきたいと話をしたんですけども、やはり今の状況は虫食い状態が大半なわけですから。それを無くする為には、はっきり言ってしまえば全部合意解約をして組み立て直すしかないんですよ。それを今度の説明会の時に出していかないといけないのではないのでしょうか。</p>
事務局長	<p>今度の地域懇談会は、農地中間管理事業の仕組みと地域集積、経営計画協力金の話を中心とした懇談会ですが、いずれこういう形で地域で集積するには地域の担い手さんにはこういったメリットがあるという話をしていきたいと考えております。また、虫食い状態を解消する手法、具体的な手法まではお話できないと思っておりますが、マスタープランの集積エリアをどこまで見直すか等は年2回地区検討会を開催する予定なので2回目の方で具体的な事をお話ししたいと思っております。</p>

29番委員	先ほど君崎委員が言った事と同じようなことなんですが、農振除外地は協力金というのは出ないんですよね？ここにどういう対応をしていくんですか？除外地の人達でも高齢化してきて農業をやめたという人がかなりいるんですよ。ここに農振地域の人達はお金を貰えるのに自分たちは貰えないという話が出てきたときに、大きな問題になるんじゃないかなと思うんですけども、この辺はどう対応するんですか？
事務局長	農振区域外となると山間がほとんどだと思うんです。条件が悪い所ですね。それに対して機構の方では受け取らない可能性があり、耕作放棄地がますます進むと考えられます。その対策として市の方で耕作放棄地帯、山間の農地でも適応する様な作物を推進していくことも検討しております。当然、耕作放棄地を解消すると申請により補助金が出るものですから、それを活用して耕作放棄地対策として地域作物を検討していると聞いておりますので上手く活用できればと思っております。
29番委員	いや、私が言ってる除外地というのは山間とかじゃなくて平場なんですけど、平場はどうするのかなど。
事務局長	すみません、私の説明不足だったんですけども、白地は該当になります。今回の中間管理事業では、農振以外の白地の部分も該当になります。都市計画区域外ですね、都市計画区域外は該当になります。
18番委員	一ついいですか。宮守の役場周辺の部分が農振地域外だということ。市においては農振地域除外等は5年に1回という規定の中で審議してきたわけですが、除外だけで編入というのは出来ないものかと。時代に応じた見直しの中で、昔は白地だったけれども当時の考えで農業振興地域にならなかった場所の編入もやれないものかと。その辺をお伺いしたいと思います。
事務局長	全国的にもそういう動きにはなっているようです。そういう要望が地域等で議論になった場合は、必要に応じて国の方にも要望していきたいと考えておりますので、その辺は市の担当にお繋ぎしたいと思います。
18番委員	もう一つ。今度地域でマスタープランの説明会があるとご案内を頂いているわけですが、市の中でも市の検討委員が設けられているわけですが、地域における委員の方々の権限といいますか、役割はどういうものなのか。ただ説明して終わりとなると、担い手の方々に対して失礼な部分が出てくるなと思っておりました。片方が真剣に集積をし、見直しもしなければならない。それに対し我々には大変な責任があるという気持ちの中で不安を持ってるわけですが、どういった案内をし、今後それをどう生かせばいいかお伺いします。
事務局長	地域農業マスタープランは地域の計画でございます。マスタープランを策定・見直しする際は、地域の意見をと国からも指示されておりますし、地域の農業をいかにして執行させるかというのがマスタープランでございますので、当然そのマスタープランの中心経営体となるのが、認定農業者の方々・集落営農組織・地域の担い手の方々でございます。その方々の意見を持ちまして地域農業が作られてくるという認識の下で、マスタープランの見直し・中間管理事業についてのいろいろな議論をしていただきたいと思いますところでございます。確かに地区検討会を開催して、参加者が少なかったということは多々あるところでございますけれども、いかにして意識を上げていくかという形につきましては、去年・一昨年マスタープランを作ったときからの課題でございますので、意識を高める周知方法等を考えなければならないなと思っておりますし、認定農業者の関係につきましては、認定農業者協議会がでございます。認定農業者協議会の方でも、認定農業者の方々にそういう市や農業委員会の説明会等に参画していこうという協議会の方針もありますので、協議会として会員の方々にもダイレクトに協議会の会長からこういう趣旨で開催されるので、地域農業の意欲も高めていこうじゃないかと通知もしておりますが、意識づけというのも考えていこうと思っております。

<p>議 長</p>	<p>いろいろなご意見が出されましたが、時間も絶えず経過していますので、たくさんあると思いますけれども、また次回ということでこの件に関しては締めたと思います。それでは、一つ訂正がございます。本日の出席委員数でございますが、29名と報告させていただきましたが欠席者が3名ございまして、28名の出席でございましたので訂正をさせていただきます。欠席者は、奥寺春夫委員・昆野征策委員・細川幸男委員の3名でございます。以上でございますので訂正よろしくお願いいたします。</p>
<p>農業振興係 長</p>	<p>皆さんのお手元に置いております、農業委員名簿及び活動の記録の提出ということで本日たくさんの方々から提出いただきましたので、まだの方よろしく申し上げます。また裏面には記録カードの記載例があります。現地等に行った場合は作成をお願いします。小計3個、小さい封筒の方に合計4件のご案内の通知の文章が入っております。ご確認をお願いします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは閉会になります。以上を持ちまして、第64回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>(午前10時57分 閉会)</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成26年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 3 番 _____</p> <p>同 4 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>